

# 寺院の適切な管理運営について

- ▷ 1. 宗教法人について
- ▷ 2. 宗教法人法について
- ▷ 3. 宗教法人の条件とは

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、透明性の高い適切な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、「1. 宗教法人について」、「2. 宗教法人法について」、「3. 宗教法人の条件とは」について掲載いたします。

## 1. 宗教法人について

日本国内には、約18万余の宗教法人が存在しています。そのうち、わたしたち浄土真宗本願寺派の約1万カ寺が、宗教法人法に基づき宗教法人格を有しています。

宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法人格を与えることを目的として作られた法律です。（宗教法人法第1条第1項）

## 2. 宗教法人法について

宗教法人法は次に掲げる4つの理念を基本として制定されています。

### (1) 信教の自由と政教分離の原則

憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則が尊重され、行政等は宗教上の事項について調停や干渉を行ってはならないとされています。

(2) 聖・俗分離の原則

宗教法人は宗教的事項と世俗的事項の二面の機能を併せ持っていますが、宗教法人法は宗教団体の世俗的事項に關してのみ規定しています。

(3) 自治の尊重と自律性への期待

宗教活動の自由を最大限に保障するため、必要最小限の規制しかしておらず、各宗教法人の自主的、自律的運営に委ねています。そのため、役員資格・任免、必要な機関の設置、財産処分の方法等については、それぞれの宗教法人の特性に応じて自主的にその規則で規定することとされています。

(4) 性善説

宗教法人には非違行為はないという考え方から、財産の処分等についても、所轄庁への許可等を必要としていません。また、宗教法人に対する税法上の優遇措置も、宗教法人の公益性に鑑みて講じられています。

次に、宗教法人法制定当時の制度的特徴としては、次の3つがあげられます。

(1) 認証制度

「認証」とは、宗教法人の規則や行為等が、宗教法人法やその他の法令に適合しているかを審査して、正当な手続きがなされたことを公の機関が証明する行政行為のことです。宗教法人が次に掲げる行為を行う場合は、そのつど所轄庁の「認証」を得なければなりません。

① 設立（宗教法人法第12条第1項）

② 規則の変更（宗教法人法第26条第1項、寺則準則第38条）

③ 合併（宗教法人法第33条、寺則準則第39条）

④ 任意解散（宗教法人法第44条第1項、寺則準則第39条）

(2) 責任役員制度

宗教法人には、必ず3人以上の責任役員を置き、そのうち1人が代表役員と

なります。責任役員は法人の事務を決定する機関であり、代表役員は法人の事務を執行する機関です。（宗教法人法第18条、寺則準則第7条）

浄土真宗本願寺派では、代表役員は住職をもって充てることとなっています。（寺則準則第8条）

また、規則に別段の定めがない場合、宗教法人の事務は責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等となっています。（宗教法人法第19条、寺則準則第11条第2項）

(3) 公告制度

公告制度とは、宗教法人の設立、管理及び運営のうえで重要な行為をする場合に、信者その他の利害関係人に周知させる制度です。公告制度は、宗教団体の一部の役職者や一部の信者による意思決定によって運営されることを回避し、管理運営の公開性や透明性を担保するための制度でもあります。公告の方法は、法人規則に定めています。

す。(寺則準則第5条)

なお宗教法人が、次の重要な行為をしようとするときは、公告が義務付けられています。

- ① 設立（宗教法人法第12条第3項）
- ② 被包括関係の設定・廃止（宗教法人法第26条第2項）
- ③ 合併（宗教法人法第34条第1項・第35条第3項）
- ④ 任意解散（宗教法人法第44条第2項）
- ⑤ 財産処分等（宗教法人法第23条）

責任役員の資格や規則の変更手続き等については、次号以降に掲載します。

### 3. 宗教法人の条件とは

憲法で信教の自由が保障されていますから、宗教団体として宗教活動を行うことは自由です。しかし宗教法人は、宗教法人法にいう以下の宗教団体の要件を整え、活動していなければなりません。

（宗教法人法第2条、第4条）

#### 宗教団体の要件

|            |   |
|------------|---|
| ①教義をひろめる   | 宗教なら、当然、教義があるはずですが、単にあればいいというのではなく、それを人々にひろめる活動をしていなければなりません。 |
| ②儀式行事を行う   | 宗教活動の一環として、日頃から儀式行事が行われていなければなりません。                           |
| ③信者を教化育成する | 教義の宣布によって門信徒の教化が行われ、門徒名簿等も備わっていなければなりません。                     |
| ④礼拝の施設を備える | 上記①②③の目的のための固有の礼拝施設がなければなりません。                                |

上記①②③の行為を1年以上にわたってしない、また④の礼拝施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたってその施設を備えない場合は、裁判所による宗教法人の解散を命じられることがあります。（宗教法人法第81条第2号・第3号）

いずれかの要件が欠けた場合においては、整うよう努める必要があります。